

北九州市の 新型コロナワクチン情報

市ホームページ
「新型コロナウイルスワクチン接種に
関する総合案内ページ」▶



▶ 12歳以上の接種

これまでにワクチンを2回以上接種した人のうち、①～③の人が対象です。

- ① 65歳以上の人
- ② 12～64歳で基礎疾患がある人など
- ③ 医療従事者、高齢者施設などの従事者

■ 7月7日(金)から集団接種は2会場になります

個別接種を実施するお近くの医療機関(クリニックなど)もご検討ください。

会場名	実施日時	使用ワクチン
集団接種 ・あるあるCity2号館 ・東田特設会場 (ジ アウトレット北九州内)	金曜日の18～21時 土曜日の14～17時 日曜日の10～13時	オミクロン株 対応ワクチン
個別接種 各医療機関により異なります。	医療機関は コチラから▶	



9月からは「令和5年秋開始接種」として、
これまでにワクチンを2回以上接種した全
ての人を対象に接種を行う予定です。
詳細は、改めてお知らせします。

コロナワクチンコールセンター
0120・489・199
■受付時間:9～17時
※聴覚障害のある人は☎383・0820

- 市では、自治会からの推薦によ
り選考を行い、自治会活動の推
進や住みよい地域づくりを継続し
て支援している事業者を表彰し
ています。受賞者は次のとおり。
(敬称略)
- 【門司区】
 - 九鉄工業株式会社
 - 【小倉北区】
 - 小倉駅前郵便局
 - 下川都市企画株式会社
 - 【小倉南区】
 - 医療法人杏和会平尾台病院
 - 北九州湯川病院
 - 有限会社三谷建設

- 【若松区】
- 株式会社プロテリアル若松
- 森内科小児科医院
- 【八幡東区】
- 株式会社奥村組九州支店
- 株式会社芳賀
- 株式会社岡部組
- 【八幡西区】
- 株式会社日丸
- 医療法人是此田内科医院
- 株式会社松尾組
- 【戸畑区】
- 社会福祉法人北九州市手
をつなぐ育成会障害者自立
訓練施設飛翔館

☎市民文化スポーツ局地域振興課 ☎582・2111

子宮頸がん・乳がん検診の 無料クーポンをご利用ください

早期発見・早期治療のために、
がん検診を受けましょう。対象者
には無料クーポンを送付していま
す。

対象者

- 子宮頸がん検診
20歳の女性(平成14年4月2日
～15年4月1日に生まれた人)
- 乳がん検診
40歳の女性(昭和57年4月2日
～58年4月1日に生まれた人)

利用期限
来年3月31日まで

6月は食育月間です

毎年6月は「食育月間」、毎月
19日は「食育の日」です。生涯に
わたり、心も体も健康な生活を
送るために、「朝食を食べる」「野
菜をプラス一皿」「減塩」など、で
きることから少しずつ始めてみ
ませんか。

ドリームスポーツ体験教室

フットサル「ボルクバレット北九
州」、バレーボール「堺ブレイザー
ズ」、野球「福岡ソフトバンクホー
クス」、バスケットボール「ライジン
グゼアーフクオカ」の選手たち
と一緒に各種目を体験します。8
月2日(水)13～16時、総合体育館
(八幡東区八王寺町)で。対小学3
～6年生。定100人。申 往復
はがき(5人まで)に基本事項を書
いて6月23日までに〒803・
8501市民文化スポーツ局ス
ポーツ振興課(☎582・
2395)へ。☎も可。



▲前回開催の様子

市では地域で開催され
る食育に関する講座の講
師を派遣しています。詳
細は☎を。

☎保健福祉局健康推進課
☎582・2018



▲無料クーポン見本

☎保健福祉局健康推進課
☎582・2018

無料クーポンの対象でない人
は1000円(70歳以上は無料)
で市のがん検診を受診するこ
とができます。非課税世帯、生
保護世帯は住所地の区役所で申
請すると無料受診券が交付され
ます。

国民健康保険料のお知らせ

☎保健福祉局保険年金課 ☎582・2415

令和5年度国民健康保険料の所得割額が決定しました

所得割額とは、世帯の被保険者全員の令和4年分の所得
に対してかかる額です。

- ▶ 医療分=「令和4年分の基礎控除(43万円)後の
総所得金額等」の合計額の7.95%
- ▶ 支援金分=同3.26%
- ▶ 介護分(国民健康保険に加入している40～64歳の
被保険者)=同3.04%



特別徴収(年金天引き)を実施しています

世帯主が受給している年金から保険料を納める方法です。
対象となるのは次の①～③を全て満たす世帯です。ただし、
保険料を口座振替で納付している世帯は対象外です。

- ① 世帯の国民健康保険加入者が全員65～74歳であること
- ② 世帯主が国民健康保険の被保険者で年額18万円以上の
年金を受給していること
- ③ 世帯主が介護保険料の特別徴収対象者で、同一の月に徴
収見込みの介護保険料と国民健康保険料の合算額が当該
月の年金額の2分の1を超えないこと

要件に該当して新たに特別徴収の対象
となる世帯には、7月中旬以降に改めて
徴収方法の変更をお知らせする納入(変
更)通知書が届きます。詳しくは☎を。市
ホームページ(右記を読み取り)でもご覧
になれます。



▲市ホームページ
「国民健康保険料に
関する総合案内ページ」